

農業年雇の需給関係から見た庄内農村社会の構造

土田 隆平

1. はじめに

(1) 庄内農業の歩みと農村社会

山形県庄内地方は全国でも有数の穀倉地帯として発展を遂げてきた。しかしあともと当地方には、稲作に有利な条件が必ずしも備わってはいなかった。最上川と赤川の河口の湿地帯に開かれた庄内平野は、その低湿性と治水の困難さから稲作生産の環境としては劣悪であった。またその本格的な開発は江戸時代中期以降の新田開発からであり、歴史的に見ても稲作の後進的地域であった¹。こうした条件にあった当地方の農業が発展を遂げる契機となったのが、乾田馬耕から耕地整理に至る明治中期以降の農業改革であった。このいわゆる明治農法の導入により水稻生産力は飛躍的に上昇そして安定し、現在に連なる当地方の発展の基礎が形成されたのである。

庄内農業の大きな特色の1つに、大規模な農地経営が挙げられよう²。戦前、3町以上の大規模経営農家は各年代を通して常に20%弱を占めており、同県の村山地方ではそれが3%前後で推移しているのと比較しても、その大規模性は圧倒的である。こうした大規模経営を成立させるためには家族労働だけでは不可能なので、常雇の労働力として農業年雇を雇わなければならなかつた。こ

¹ 菅野正・田原音和・細谷昂『稲作農業の展開と村落社会』御茶の水書房 1975年 pp.6～7

² 大規模経営農家の稲作生産力は、小経営農家と比べて格段に有利であった。庄内地方では厚い層を成した大規模経営農家が、圧倒的な生産力を背景に、稲作生産の主要な担当層となっていたのである。詳しくは酒井惇一「農民分解の経営的基盤」(『農業経済研究報告』第2号 1962年)を参照のこと。

の年雇に依存した農地経営は、藩政期にすでに確立されていたと考えられている³。

さて明治農法の導入は、他方で生産農民に経済的な負担を強いるものでもあった。その例としては、耕地整理に伴う採草地の消失によって肥料の自給体制が崩壊し、農村社会が急速に貨幣経済に巻き込まれていったこと、また耕地整理を実施した地主たちの多くが、その費用の一部を小作料に上乗せしたこと、などが挙げられる。こうした経済的負担に対応できなかった農民は没落する道を歩んでいった。逆に農法の定着に伴って生産力が向上したことで、営利拡大を志向して耕地面積を拡大する農民もまた生まれていった。つまり明治農法を導入した結果、農民層の間で階層分解が進行していったのである⁴。

この階層分解の深化によって農村社会の様相は一変した。それは経済的な観念が生産農民に浸透していくことで、彼らはそれに基づいた経営を行うようになっていったからである。このことは当地方の大規模経営に不可欠な労働力であった年雇の需給関係に明瞭に表現されている。階層分解が進行する以前、年雇の需給には明確な階層間の関係はなく、中農層の間での水平的な需給関係が主であったと考えられている⁵。ところが農民層の階層分解が進行するにしたがって、「零細農が年雇を供給し、上層農がそれを雇用するという階層的な関係」⁶がはっきりとあらわれてきたのである。要するに部落内の各家々のつながりが農家の経営に関する限り、経済的な強弱によって規定してきたとも言えるのである。

(2) 課題の設定

明治農法導入以降の戦前の庄内農村社会の構造については、かつて数々の研究が著されてきた。しかし、多くの研究者が多岐にわたって研究をしてきたた

³ 豊原研究会『豊原村』東京大学出版会 1978年 p.219

⁴ 詳しくは菅野正・田原音和・細谷昂『東北農民の思想と行動』御茶の水書房 1984年 pp.33～38、佐藤繁実「庄内地方における農業生産力展開の契機」(『日本農業発達史』別巻上 中央公論社 1958年)を参照のこと。

⁵ 豊原(前掲書) 1978年 pp.219～223

⁶ 豊原(前掲書) 1978年 p.224

めに、その要点をとらえることが容易ではない。そこで本稿において、その簡単な整理を行い、先行研究において端的に何が明らかにされてきたのかを明確にしてみようと思う。その際に、整理するポイントを当地方の2つの部落における年雇の需給関係の状況に限定する。というのは、前述したように部落内の年雇の需給関係の状況こそが、当地方の社会構造を鮮やかに映し出しているからである。

では2つの部落について、その状況を明らかにし、それを通して庄内農村の社会構造をみていくことにしよう。

2. 年雇需給関係の性格

対象とする部落は旧飽海郡豊原村（現酒田市豊原）と同じく中平田村中野新田（現酒田市中野新田）である。両部落とも典型的な庄内の純稻作農村だが、次の2つの相違点について述べておく。第1に各々の資料の性質上、豊原村は全戸数26戸のうち年雇の需給関係のあった19戸を対象として、部落全体の年雇の雇用状況を把握するのに対して、中野新田においては在郷地主である阿曾家という1つの家から見た年雇の雇用状況を把握するものである。第2に中野新田には阿曾家という在郷地主が存在するのに対して、豊原村では在郷地主は存在しないということである。後述するように阿曾家の年雇の雇用状況からは、地主制下の農地経営の特徴をうかがい知ることができる。この2つの点に留意して、以下2つの部落の年雇の需給関係について論を進めていこう。

（1）豊原村の年雇需給関係

表1は豊原村の農家で年雇労働力の需給関係があった19戸の水田所有ならびに耕地面積を表している。また、表2は表1の19戸が明治中期から終戦後まで、年雇労働力をどの家から供給し、またはどの家で雇用されたかを表している。

農家番号11、13、14、15の農家は各年代を通して3～5町前後の大規模経営を行っており、常時年雇を雇用する農家であった。逆に各年代を通して耕作面積2町を下回る1、4、5の農家は、ほとんどの年代で年雇を供給してい

表1 豊原村農家別水田所有・耕作面積

(単位:反)

農家番号	屋号	所有面積			耕作面積		
		1907 (明40)	1933 (昭8)	1947 (昭22)	1905 (明38)	1933 (昭8)	1947 (昭22)
1	茂左衛門	—	—	2.6	19.6	0.7	8.0
2	弥兵衛	21.4	—	1.0	27.7	8.5	24.8
3	多右衛門	10.9	—	0.7	18.0	4.1	9.3
4	重助	4.3	0.2	0.2	5.3	13.2	15.8
5	五郎右衛門	—	0.4	4.4	14.3	13.0	13.4
6	勘助	5.1	6.0	9.4	11.5	19.0	23.8
7	市十郎	15.2	21.7	23.4	16.4	22.7	25.7
8	弥七	8.7	8.0	8.3	11.8	19.0	19.7
9	勘太郎	—	3.0	0.2	—	23.0	26.2
10	与治兵衛	13.9	7.0	7.7	11.4	37.0	36.8
11	与左衛門	7.6	17.6	17.7	28.8	50.0	47.5
12	丹蔵	11.0	25.0	27.3	15.1	33.0	34.4
13	六助	38.3	43.0	38.1	32.7	38.2	33.1
14	徳兵衛	13.3	13.0	27.3	27.3	48.0	41.0
15	喜兵衛	39.5	50.2	53.2	35.7	45.0	29.4
16	治兵衛	11.9	0.5	0.6	19.9	13.5	17.9
17	作助	—	0.6	0.6	21.4	8.1	10.3
19	喜三郎	7.4	—	9.9	29.3	30.0	32.3
23	与助	28.5	大6離農	—	40.3	大6離農	—

*豊原研究会『善治日誌』 1977年p.7より作成

る。また時代ごとの上昇および没落の変化をみていくと、3、16、17の農家は1906（明38）年においては2町前後の耕作面積を有しており、その時期は年雇を雇用する側であったが、以後1町前後の零細層に転落すると年雇を供給する側になっている。逆に6、12の農家は明治期においては1町強の零細層で年雇を供給していたが、その後上昇して年雇を雇用する側になっている。

個別の事情を加えれば、保証人になっていた親戚が破産したことにより財産を失った農家2は、1921（大10）年頃から兄3人が東京や福島に離散、高等小学校を卒業したばかりの4男が上層農家14の年雇として10年以上働き、のち家を継いだ。戦後は耕作規模が没落前の水準に回復するが、1町未満であった昭和初期には3戸の農家に年雇を出す状況であった。また、山への投機で破産した農家17は、長男が北海道へ離村し、次男が1916（大5）年ごろから上層農家13の年雇として9年間働いた。さらにこの農家では、婿をとって農家を

継いだ姉の子供5人も昭和初期、相次いで10、12、13の各農家に年雇に出ており、この姉と子供の嫁も農業日雇として働いた。このように「没落して零細化した農家は、一家を挙げて恒常に上層農家に雇われて働く存在」となっていったのである⁷。

表2をさらに詳しく見ていくと、「年雇を供給した農家」に見られる51例の内、他村への供給はわずか4例に過ぎず、年雇の供給先がほぼ村内であったことが分かる。逆に「年雇を雇用した農家」に見られる72例の内、他村からの雇用は26例であり、およそ3割強を他村からの雇用で賄っている。特に戦時下的影響で人口が減少した1931（昭6）年以降ではその傾向がやや強く表れてはいるが、各年代を通して他村からの雇用があり、豊原村内では恒常に年雇の供給が不足していたと考えることができる。

また、2つの時代区分をまたいで同一の農家に雇用されているケースが2例あり、大4～昭20年にかけて農家14に雇用されている農家2と、同時代に農家11に雇用されている農家16である。前者は、前述の農家2の4男が農家14に10年以上働いていた例であることから、後者の場合も、同様に1人の年雇が長期に渡って雇用されていたとも考えられる。さらに3つの時代区分をまたいでいるケースが2例あり、具体的には農家13が農家1から、そして農家15が農家5からそれぞれ年雇を雇用している場合である。この2例の明確な雇用期間は定かではない。しかし少なくとも15年以上の長期にわたって、同一の農家に雇用されていたことだけは確かである。

以上から豊原村における年雇の需給関係の特徴をまとめると、第1に零細耕作農が年雇の供給側、大規模上層農が年雇の需要側という相関関係が明確であること、第2に年雇の供給先のほとんどが村内の農家であるのに対し、年雇の需要の3割強が他村からであることから、豊原村内において年雇の供給不足が恒常化していたこと、第3に同一農家に長期にわたって雇われる場合があるということである。

⁷ 豊原（前掲書）1978年 pp.225～227

表2 豊原部落内の年雇と雇い主の関係

		年雇を雇用した農家 ([])内は年雇の家番号)					年雇を供給した農家 ([])内は雇主の家番号)				
農家番号	屋号	明20 ~37	明38 ~大3	大4 ~昭5	昭6 ~20	昭21 ~	明20 ~37	明38 ~大3	大4 ~昭5	昭6 ~20	昭21 ~
1	茂左衛門							{3}	{13}	{13}{1}	{13}
2	弥兵衛							{3}	{14}	{14} {19}{13}	
3	多右衛門	[2] [1][5]	[12]							{12}{13}	{7} {15}{19}
4	重助						{13}		{1}	{1} {11}{6}	{9}{15}
5	五郎右衛門						{13}{14}	{3}	{15}{14}	{15}	
6	勘助			[7]{4}			{17} {7}{12}				
7	市十郎	[6]				[3]{1}				{1}	{6}{15}
8	弥七		[1]	[1]							{12}
9	勘太郎					[4]{1}					
10	与治兵衛		[1]	[17]{1}	[16]{1}						
11	与左衛門		[17] [16]{4}	[16]{1}	[1]						
12	丹蔵	[1][6]	[1]	[1]{17}	[1] [8]{3}	[1]			{14}	{3}{13}	
13	六助	[4][5]		[17] [1]{12}	[1]{1} [2]{3}	[1]{1}					
14	徳兵衛		[12]	[5] [2]{17}	[2]{1}	[1]					
15	喜兵衛	[1]	[5]	[5] [16]{1}	[7]{1}	[1] [4]{3}					
16	治兵衛	[1]	[17]							{11}{15}	{11}
17	作助	[6]								{16}{13} (14) (11){12}	{10}{19}
19	喜三郎			[1]	[2]{17}	[1]{3}					
23	与助	[1]	[17]								

*豊原(前掲書) 1978年p.226より作成 * []、{ } 内に数字がないものは、他部落の年雇・雇主を示す

*下線を引いた箇所は「年雇を雇用した農家」と「年雇を供給した農家」との間で相関関係が合っていないことを示すが、この部分は原資料のまま表記する

(2) 阿曾家における年雇の雇用状況

阿曾家は旧中平田村中野新田地区の地主である。部落内に所有する耕地は20町歩程度だが、旧庄内藩主酒井家の飽海郡支配人として、10町村にわたり約33町を管理し、在郷地主としての地位以上の高い家格をもっていた⁸。中野新田の農家数は29戸（昭17時点）で、うち若干の耕地貸付をしていた自作農2戸が存在するものの、実質地主と分類されるのは阿曾家のみである。

阿曾家は各年を通して5町歩近い手作地を経営していたが、その基幹労働力は主に若勢・女使の男女の年雇であった。若勢は鍬頭・馬使若勢・並若勢の各1名、計3名が原則であり、女使は1～2名で農業にほとんど関与することはなかった⁹。

表3は1909（明42）年から1937（昭12）年にかけての、阿曾家における男子年雇（若勢）の雇用状況である。この28年間で阿曾家が雇った男子年雇は18人（1名は再雇用）であり、うち部落内の出身者は11人である。よって、およそ3割が部落外出身者で占められていたことになる。しかし、年雇それぞれの奉公期間を合計した延年数でみれば、その総年数は84年以上（期間不明を含む）であり、うち部落内出身者の総年数がおよそ77年、部落外出身者はわずか7年余りであり、年数では圧倒的に部落内の出身者で占められている。

部落外出身者の雇用期間を個別にみていくば、明治期の2例は始期不明のため年数は不明だが、大正期以降では3年が1名、残りはわずか1年である。明治期の2例のうち佐藤悦蔵は、年雇終了時には經營を指揮する鍬頭の地位になっていたことから、長い年月にわたって奉公をしていたと推測できる。しかし全体的に部落外出身者の奉公年数は短く、その雇用には「部落内で調達し得ないときの一時的な方策」¹⁰という側面があったと考えられる。

次に部落内出身者では、まず奉公年数が10年前後あるいはそれ以上という、長期間のケースのあることが注目される。特に佐藤長次郎・丹蔵親子はそれ

⁸ 安孫子麟「地主経営と農村の階級構成——山形県庄内旧中平田村の分析」（森嘉兵衛教授記念論文集『社会経済史の諸問題』法政大学出版局 1969年）p.105

⁹ 安孫子（前掲書）1969年 p.119

¹⁰ 安孫子（前掲書）1960年 p.120

表3 阿曾家の奉公人の状況（明42～昭12）

氏名	実家の経営規模（昭22：反）	奉公状況（開始→終了）	年数
佐藤 悅蔵	不明	始期不明→明43（30才、8俵、鋤頭）	？
佐藤長次郎	5.9	明40（18才、7俵、並）→昭5（42才、11俵、鋤頭）	24
鈴木 元作	不明	始期不明→大2（22才、7俵、並）	？
金子 末吉	15.5	明44（7俵半、馬使）→明45（7俵半、馬使）	2
遠藤三千三	不明	大2（29才、8俵、馬使）→大4（31才、8俵、馬使）	3
須田 藤作	6.9	大3（23才、7俵、並）→大7（27才、7俵半、馬使）	5
間宮 与作	0.3	大5（25才、6俵半、並）→大6（26才、7俵、並）	2
長堀万次郎	不明	大7（37才、7俵、並）	1
横山繁三郎	不明	大8（22才、7俵半、馬使）	1
佐々木政治	不明	大8（24才、7俵、並）	1
本田 仁助	35.6	大9（19才、7俵半、馬使）→大12（22才、10俵、馬使）	4
阿曾 伝治	32.6	大9（19才、7俵、並）→大12（22才、9俵、並）	4
佐藤正之助	41.8	大12（22才、年8俵換算、馬使）	3ヶ月
金子喜次郎	5.3	大13（47才、9俵、並）→昭9（57才、10俵、鋤頭）	12
上林 歳雄	28.2	大14（18才、10俵、馬使）→昭3（21才、11俵、馬使）	4
池田 受作	不明	昭4（24才、10俵、馬使）	1
佐藤 丹蔵	5.9（長次郎子）	昭5（19才、9俵、馬使）→昭13以降（鋤頭）	9以上
須田 藤作	6.9（再度入る）	昭6（40才、9俵半、並）→昭13以降（並）	8以上
佐藤 正尚	3.0	昭10（23才、10俵、馬使）→昭12（25才、10俵、馬使）	3

*安孫子（1969）p.110、120より作成、原資料：阿曾家『萬大福帳』

*「奉公状況」の（ ）内は年齢、年俸、位（高い位から順に鋤頭、馬使、並）を表す

*部落外出身者の「実家の経営規模」は資料がなく不明

ぞれ24年・9年以上と2世代にわたって長期間奉公し、両者とも鋤頭の地位を担っている。そして金子喜次郎と須田藤作の2例を含めると、長期間雇われる年雇は4名とも5反前後の零細農の出身者で占められていることが分かる¹¹。彼らの中から3名の鋤頭が出ていることからも、阿曾家の手作地の耕作担当層は、零細農出身の長期間奉公をしていた年雇だということが分かる。

その一方で3町以上の上層農出身者3名が見受けられ、それぞれ本田仁助は自小作上層農の、阿曾伝治は阿曾家の分家の、また佐藤正之助は数少ない自作農の出身である。これらのケースは零細農出身者とは異なり、実家の経済を支えるというよりは「広く社会修行をつませようとする親の教育意図をしめしている。」¹²事実各々の奉公年数は4年・4年・3ヶ月であり、そして年齢も20歳

¹¹ 表3には記されていないが、4名とも小作農に属する。

¹² 豊原（1978）p.222

前後であることから、阿曾家への奉公は「社会修行」の場であったと考えたほうが適当である。

以上から、中野新田の地主阿曾家における年雇雇用の特徴は次の3点にまとめられる。第1に年雇の延年数に占める部落内出身者の割合が9割以上であることから、年雇のほとんどを部落内において雇用していたこと、第2に特定の家から長期にわたって雇用し続け、そうした年雇が手作地経営の主要担当層となつておらず、彼らは例外なく小作零細農の出身であること、第3に上層農からの年雇も見受けられるが、その場合は教育の一環としての「社会修行」であったと考えられることである。

(3) 地主的農地経営の構図

ここで、阿曾家の農地経営と地主制との関連について触れておこう。前述したように、阿曾家の手作地経営の主要担当となる労働力は小作零細農から供給されていた。その一方で、貸付地経営は経営の安定した自小作ないしは小作上層農に、その基礎を置いていたのである¹³。このように、手作地の労働力が小作零細農によってあてがわれていたのに対して、貸付地の生産担当が有力な自小作・小作上層農であったという構図は、何も阿曾家だけの特有な事態ではない。旧西田川郡大泉村矢馳（現鶴岡市矢馳）の大地主、木村九兵衛家でも同様な構図であった¹⁴。

矢馳での木村家の小作人数は22戸（昭5時点）で、うち11戸が3町以上を耕作する経営である。この11戸の水田耕作の総面積は約60町であり、ここから矢馳での木村家の小作料収入の約80%が納められている。一方で他の11戸のうち、7戸は木村家及びその分家に雇われる奉公人、すなわち手作地経営のための労働力となっている。木村家の支配構造は阿曾家と同様、一方で小作地の大部分を貸付けられた自小作・小作上層農が稻作生産の主要担当とし、他方では小作零細農を自らの手作地経営に当たらせるというものであった。

¹³ 詳しくは安孫子（前掲書）pp.114～117を参照のこと。

¹⁴ 田崎宜義「昭和初期地主制下における庄内水稻单作地帯の農業構造とその変動」（『土地制度史学』19-1 土地制度史学会 1976年）

つまり地主的な農地経営とは、小作農を異質な2つの層によって構成して、小作農の役割を区分するという生産力構造に基礎を置いていたわけである。そしてこのような支配体制は、手作地を保持しつつ貸付地経営を行う地主にとって、利益を享受するのに最も都合のよい仕組みに他ならなかつたのである¹⁵。

3. おわりに

これまで豊原村と中野新田の2つの部落の事例をもとに、庄内地方における年雇の需給関係を明らかにしてきた。最後にそこから見える庄内農村社会の構造の特質について整理しておきたい。

庄内農業は大規模経営の農家層が多いということにその特色があり、この経営が成立するには年雇労働力の存在が不可欠であった。地主の貸付地経営を担当した自小作・小作上層農はさらに経営的に拡大・安定する道を歩んでいった。その一方で、経営規模を縮小し、没落していった零細農は地主の手作地を担当する奉公人として、また大規模経営を行う自小作・小作上層農へ年雇として、その労働力を提供していった。そして、その供給先のほとんどが同じ部落の農家であった。要するに部落という小さな社会の中において、農家間で階層的関係を帯びた労働力の売買が活発に行われてきたというわけである。このような社会構造を前提として庄内の大規模経営は成立していたのであり、その形成には地主たちの意向が大いに働いていたのである。

庄内地方の主要な水稻生産層は自小作・小作上層農であり、彼等の生産力の向上は当地方の農業発展に直結した。そう考えるなら、庄内農村社会に広がった経済的格差やそれに伴う労働力の売買は、全国でも屈指の穀倉地帯へと発展を遂げたことへの代償であったとも言える。このように、本稿で検討した2つの部落の年雇の需給関係には、格差の進行と引き換えに発展の道を歩んできたという、当地方の歴史の光と影が表現されているのである。

¹⁵ 田崎（前掲書）1976年 p.68